

顕正会ニセ本尊検証年表

年月日	事象	文証	出典	
昭和49年	8.12	妙信講解散処分	宣告書 妙信講 講頭 浅井甚兵衛殿 一、主文講中解散処分に処する	『大日蓮』 S49.9
	8.26	解散処分後の浅井発言①	「この斗いは長いことではないので、その間妙縁寺の出入りをこちらで御遠慮申し上げ、（松本）御能師に御迷惑がかからぬようにしていきたい」 「（それまでは）内得信心の決意を促し、本部会館に詣で、或は同志の家で信心を貫き、晴れてことが解決したら全員揃って妙縁寺に集まり、合同して御本尊を頂戴する儀式を行おう」	『顕正新聞』 23・24号 S49.9.25
	10.1	解散処分後の浅井発言②	「御在世には一人々々が御本尊様をお受けしたのではない。御本尊受持を妨害されるからと折伏を止めれば妙信講の怠慢であると、御在世の信心に立ち返って内得信心で遅くて三年、早くて一年の斗いを貫いていこう」	『顕正新聞』 25号 S49.10.10
	10.26	解散処分後の浅井発言③	「解散させられても、末寺で御本尊を下げてくれなくても、折伏はできる。…御本尊をお下げしないのは宗務院が悪い」	『顕正新聞』 26号 S49.10.25
	11.4	信徒除名処分	浅井昭衛以下、幹部33名 信徒除名処分	『大日蓮』 S50.1
	11.16	松本日仁 妙縁寺住職罷免	宣告書 松本日仁 一、主文 妙縁寺住職（代表役員）を罷免する	『大日蓮』 S49.12
	12.5	解散処分後の浅井発言④	内得信心で入信した人達もすでに功德の実証を以って喜んで参加し…浅井先生の指導の「御本尊下附を邪魔されても折伏はできる」	『顕正新聞』 29号 S49.12.10
	12.25	松本日仁 擯斥処分	宣告書 松本日仁 一、主文 擯斥に処する	『大日蓮』 S50.2
S50.1.6以降	松本日仁 妙縁寺退去	浅井はこの時に「数百幅の御形木御本尊を渡された」と明言している。		
S60.2.23	浅井本尊発言①	顕正会で護持している本尊はすべて日蓮正宗妙縁寺住職・松本日仁尊能師より授与された。 妙信講に解散処分が下された時、私は松本尊能師に将来の広布推進のため、御本尊を大量に御下げ渡し下さるようお願いした。松本尊能師には私の意をよくお聞き下され、自ら護持されていた大幅の常住御本尊七幅と、 日寛上人の御形木御本尊を数百幅 を私に託して下さった。	『顕正新聞』 S60.3.5	
H1.6.15	浅井本尊発言②	（擯斥処分後） 妙縁寺を退出する時 、尊能師は私を呼ばれて「妙信講のこれからの広宣流布の前進に、ぜひとも必要でしょう」と仰せられて、 数百幅の御形木御本尊 を御下げ渡しくだされた。	『顕正新聞』 H1.6.25	
H5.6.15	浅井本尊発言③	妙縁寺を出られる前に、私に多くの御本尊 を託して下さった。それは、私が願い出たからであります。	『顕正新聞』 H5.6.25	
H11.4.12	浅井本尊発言④	松本尊能化は… 日寛上人の御形木御本尊、並びに日布上人の御形木御本尊を多数 用意して、私に託して下さった。	『顕正新聞』 H11.4.25	
H15.1.30	浅井本尊発言⑤	顕正会で厳護する日布上人・日昇上人の四幅の導師曼荼羅について等、大事な指導を長時間にわたってなされた。	『顕正新聞』 H15.2.15	
H19.9.26	浅井本尊発言⑥	私は将来の大規模な広宣流布の戦いに備えて、 地方会館に安置し奉る大幅の日布上人の御形木御本尊 と、自宅拠点に懸け奉るべき日寛上人の御形木御本尊を、松本尊能化にぜひ用意して下さるよう、敢えて願い出て、これを授与して頂いた。…日布上人御書写の「大日蓮華山大石寺」の脇書がある導師曼荼羅の御形木御本尊まで、六幅授与して下さった。	『顕正新聞』 H19.10.5	
R5.6.26	浅井本尊発言⑦	将来の大規模な広宣流布の戦いに備えて、地方会館に安置し奉るべき御本尊と自宅拠点に懸け奉るべき御本尊の下付を松本御能化に願い出ました。松本尊能化は妙縁寺に所蔵する 日布上人の御本尊と、日寛上人の御形木御本尊を多数 授与して下さった。このとき…日布上人御書写の「大日蓮華山大石寺」の脇書ある導師曼荼羅をも授与して下さった。	『顕正新聞』 R5.7.5	